

# まち・ひと・しごと創生法案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とすること。

（第一条関係）

## 二 基本理念

まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないものとする。

1 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。

2 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。

3 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。

4 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。

5 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

6 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。

7 国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。（第二条関係）

### 三 国の責務

1 国は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならないものとする。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないものとする。（第三条関係）

### 四 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする事。 (第四条関係)

#### 五 事業者の努力

事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする事。 (第五条関係)

#### 六 国民の努力

国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする事。 (第六条関係)

#### 七 法制上の措置等

国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする事。 (第七条関係)

### 第二 まち・ひと・しごと創生総合戦略

一 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標、まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向等について定めるものとする。

三 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第四の二の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

四 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならぬものとする。

(第八条関係)

### 第三 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

#### 一 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創

生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならないものとする。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向等について定めるものとする。

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(第九条関係)

## 二 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 市町村(特別区を含む。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならないものとする。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと

創生に関する目標、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向等について定めるものとする。

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(第十条関係)

#### 第四 まち・ひと・しごと創生本部

##### 一 設置

まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置くものとする。

(第十一条関係)

##### 二 所掌事務

本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと等をつかさどるものとする。

(第十二条関係)

##### 三 組織等

本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと

創生本部員をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備すること。

(第十三条から第十六条まで関係)

#### 四 資料の提出その他の協力

本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

(第十七条関係)

#### 五 事務

本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理するものとする。

(第十八条関係)

#### 六 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とするものとする。

(第十九条関係)

#### 七 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第二十条関係)

## 第五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第二から第四までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)